HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事・編集後記・お詫び
Description	雑報
Citation	北大法学論集, 20(3), 53-58
Issue Date	1969-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27886
Type	other
File Information	20(3)_P53-58.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学会記事

○　昭和四四年三月二〇日（金）　午後一時半―五時半

「北海道の選挙地図」

――昭和四三年度の参議院選挙について――

報告者　小川晃一　荒木俊夫

出席者　二五名

選挙結果予測のための調査と選挙の学問的分析調査とは、本来その性格を異にする。この報告で意図された選挙地理学は、実態調査に官庁資料を組み合わせて選挙地図を作り、当該選挙に現われた特色や傾向を読みとろうとするもので、いうならば選挙の学問的分析調査の一方法といえよう。かようにして作られた選挙地図から引き出しうる内容としては、それ程深いものは望みえないようであるが、当該選挙のそれなりの性格や特色は読み取りうるであろうと、小川教授は前置きされる。

報告者は四三年の参院選挙に関する官庁資料を駆使して、市部と郡部における投票情況等――投票率の男女差、市部と郡部の投票率の差、更に農村・漁村・林村間の投票率の差、年令別投票率、党の得票数の職業別による差、タレント候補の得票情況、第三次産業と得票の関係等――を分析し、地図に表示することによって、次のような特徴が見出されるという。

都市的現象としては　1、投票率が低い　2、五〇代の投票率が高い　3、投票率の男女差は接近している　4、自民党の得票が少ない　5、公明党の得票が多い　6、タレント候補が最も多い得票をあげている等々の点が指摘される。上川・空知等の農村的現象としては　1、投票率が高い　2、自民党の得票が多く、社会党のそれが少ない　3、公明党、タレント候補の得票が少ない。漁村的現象としては、1、投票率が低い　2、投票率の男女差において女性が高い　3、無効票については地方区と全国区とが逆になっている　4、自民党の得票が最も多く社会党の得票が少ない　5、公明党の得票が多く、タレント候補のそれが少ない。林村的現象としては、1、投票率は高い　2、女性の投票率が高いところがある　3、自民党の得票は少く社会党のそれは多い　4、公明党、タレント候補の得票は少ない、等々が特色として示される。

ところで、かような官庁資料を基に作られた選挙地図から何を読み取るかは、地図の読者の実践目的なり研究目的によって規定

されるところであろうが、客観化された選挙地図そのものの作成は、政治学の一方法として意義ある作業であることは間違いないであろう。

○　昭和四四年五月九日（金）午後一時半―五時半

「学生参加の問題」

報告者　深瀬忠一　小山　昇

出席者　二五名

一、フランスの学生参加について　昨年滞仏中に五月革命に遭遇され、フランスにおける大学改革についてひときわ深い関心を示されていた深瀬教授に、先ずフランスの大学改革法について報告して貰った。報告者には、五月革命の勃発の社会的原因から大学改革法の成立、同法の使命、内容についても詳しくレポートして貰ったが、ここでは学生参加の問題にしぼって紹介しておきたいと思う。

大学改革法一条は、大学の使命を第二次産業革命後の発達せる機械を駆使して進歩に適合し、責任ある自主的決定をなしうる人間性のための教育を行なうことにあるとした。その基底にある哲学は、十九世紀の静的社会契約観念にかえて „Contrat de Promotion" の観念に代表されるという。かような大学の使命ないし理念の変遷に伴って、改革法は、いろいろの新しい大学改革の内容を盛って現われているが、ここでは紙数の制約上、主として「学生参加」の問題についてだけ取り上げておく。

日本におけると同様フランスでも大学自治は、従来教授会自治として観念されていたという。かような教授会自治に対して、管理運営への学外者（1/8以下）及び学生の参加を認める（評議会）という形で、先ず教授会自治の原則が修正された。人事についても評議会なり教授会に学生の意見を反映させることになっているが、個々の教官人事には介入しえないことになっているという。この外改革法は、予算・財政やカリキュラム等の教科内容についても大学の自主的決定権を認め、中央集権的大学から自主独立の大学に変えてきているといわれる。日本の大学で問題になっている大学や教授会の管理運営をめぐる権限が、フランスでは一応立法的に解決されているといえよう。学生参加はその中でも殊に重要な位置を占めているといえよう。

二、ノールウェイにおける学生参加について　小山教授によれば、フランスの大学改革が教える者と教えられる者との考えを脱し切れない、いうならば上からの改革であったのに対し、ここで紹介されるノールウェイの例は、私立の或るギムナジウム（高等

学校）の例ではあるが、学生の自主性を尊重した一層ラディカルな形の学生参加である。そこでの管理制度は、総会（最高機関）と評議会（議決及び執行機関）から成り、総会の議長団は、3～4名の学生と1～2名の教師から成り、評議会は4名の学生と3名の教師から成っている。常に学生の側が多数を占め、学生の意向が基本的に反映される仕組みになっている。評議会が学校活動の基本方針を決めることになっていて、校長や教師の任命も評議会で決定する。評議会は週二回公開され、校長と父兄代表も出席はするが、決定は単純多数決によるという極めて徹底した学生参加の形態が認められている。授業もいわゆる一般の学校授業の観念はうすく、完全な自主勉強の方法をとっていて、三年間の教育期間も一、二、三年の区別なく、学力評価も学生が望まなければなされないという。したがってここでは教師の役割は、自主的勉強の補助という意味をもっているにすぎないといえよう。

かような徹底した学校教育・管理運営制度が、今日の日本の学校教育・管理運営制度の中にどれだけ採り入れられるかは、客観情勢によるとしても、理念形態としては大いに参考として考えさせられる例である。

○　昭和四四年六月二〇日（金）午後一時半―五時半

「法史学講義の内容について」

――カリキュラム編成のための討論資料として――

報告者　小菅芳太郎

出席者　二〇名

先ず報告者は、自分の「法学」及び「法史学」の講義内容の輪郭を示される。「法学」（教養講義）の内容は、大きく三本の柱によって構成されている。一、（経済と法）資本主義法、二、（思想と法）近代法の歴史的背景　三、（まとめ）社会的行為論の観点から（制度・文化）である。第一章資本主義法では、主として成立史が扱われ、西欧＝封建的土地所有→私的所有・市民社会・国家、公私法略説。日本＝明治維新、法制輸入、公私法略説。更にブルジョワ法の分裂が主要なテーマとされる。第二章近代法の歴史的背景では、先ず人権宣言の歴史的意義が説かれ、それに至るまでに歴史的にいかなる法制度ないし法思想が存在し発展してきたかが、古典法律学、ゲルマン社会の法観念、キリスト教会の自然法論（ギリシャ哲学）、近代私法史（中世後期のローマ法学、近世自然法論、パンデクテン法学）を主な素材として説かれる。

そしてまとめとして、第三章社会的行為論の観点から制度や文

化についての一般的講義がなされるという。右に述べたような豊富な素材を用い乍ら、問題視角は、近代市民法の生成と個人の尊重の思想が、いかにして生成発展してきたかの理解を助けることに報告者の問題視角が設定されているという。

尚法学部における法史学の講義内容は、第二章近代法の歴史的背景でのべられた、古典法律学、ゲルマン社会の法観念、キリスト教会の自然法論、近代私法史――中世後期のローマ法学、近世自然法論、パンデクテン法学――の内容を細部にわたって説きながら、法的思惟の意義と制度と文化の問題への思考の展開を助けることを目的として講義が展開されるという。

討論で、近代法の原理を体得することが、今日の法学習得の目的の一つであることも指摘される。つまり「市民」の歴史を辿ることがヨーロッパ史を辿ることになるのではないか、そしてそれは近代法思想の原理の一つでもある合理主義、推理主義を理解する有力な手助けともなるのではないかということが説かれる。

この外、経済と法、法思想史としてヨーロッパと日本の法思想比較、個人主義と合理主義との関連、中世における「法の支配」の概念等をめぐっても、法史学講義との関連で討論されたことを附記しておきたいと思う。

○ 昭和四四年七月二五日（金）午後一時半――五時半

一、「九月以降の法学会の課題について」

報告者　松沢弘陽

二、「フランスの労働事情について」

報告者　保原喜志夫

出席者　二五名

一、九月以降の法学会では、大学問題を連続的に検討していく構想が、次期幹事の松沢教授より提案され、それをめぐって意見交換が行なわれた。欠席者にも検討して貰うため、提案の要旨を紹介しておきたい。大略二つのグループに分けて問題を検討して行きたいという提案であった。ちなみに第一グループでは、1 Ashby, Sir Eric, Technology and the academics, 島田訳・科学革命と大学（中公・一九六七）、2 Kerr, Clark, The uses of the University, 1963. 茅監訳・大学の効用（東大出版会・一九六三）3 Perkins, James A. The University in transition, 1966 井門訳・大学の未来像（東大出版会・一九六八）、4 Riesman, D. C., C. Jenks, The academic revolution, 1968. 国弘訳・大学革命（サイマル出版・一九六九）、5 内田・衛藤編・新しい大学像をもとめて（日評・一九六九）の参考文献があげられている。ここで

は「学問とは何か」「大学とは何か」という大学の根本的なあり方を探究することが企図されているようである。第二グループでは、今日の学生運動の運動主体の主張や主な政党の大学政策等を検討し、今日の激動する社会の中における大学の実態と大学改革運動の実態を正しく把え、もって大学改革の方向を模索せんと企図するもののようである。ちなみに第二グループでは、1日本共産党出版局編・当面する大学問題（一九六九）、2自民党文教制度調査会・国民のための大学、3現代史の会編・現代革命の条件、4山本義隆・知性の叛乱　5……等々が参考文献としてあげられる。

七月以降北大の学園紛争も俄かにエスカレートしてきていて、その帰結は余断を許さぬものとなりつつある感が強いが、大学改革運動が、一じんの流行風として通り過ぎてしまわないためにも、法学会を含めて種々の研究会で有益な成果が結実してくることを期待してやまない。

二、本年七月フランスから帰られた保原助教授から、フランスの労働事情について次のような報告があった。

五月事件は、フランスの労使関係に話合いムードをもたらした。ゼネストの休戦協定であるグルネル協定による大巾賃上げは、労働者階級に一応の満足を与えたこと、社会主義政党内閣の実現をみなかったことが、労働組合に力の限界を覚らせたこと、および、一ケ月間のゼネストによる生産のまひが、資本の側に、生産に対する労働者の協力をとりつける必要を再認識させたことなどが、このムードをもたらしたものであろう。一九六八年一一月の全国金属機械協約の成立（従来フランスではこの部門での全国協約は不可能とされていた）、および、一九六九年二月の労使による雇用促進機関の設置はその現われである。さらに、一九六八年一二月の企業内の組合活動を保護するための立法は、労働者の企業参加への途をひらく筈のものであった。

しかし、常識はずれの大巾賃上げと一ケ月間の生産停止は、この数年いく分か明るさを取戻してきていたフランス経済を、文字通り崩壊の危機に導いた。ポンピドー内閣の出現により近く予想されるフランの切下げに伴うであろう実質賃金の低下は、せっかく盛上った話合いムードをうちこわし、フランスの労働階級を再びゼネストに追いやる危険をはらんでいるのである。

付記　八月以降は、夏季休暇および文科棟封鎖のため法学会が開催されていない。（編集委員）

編集後記

研究室の「封鎖」が続き、編集業務は最悪の条件下におかれている。

予定されていた原稿が集まらず、本号は、量的に、予告をかなり下廻るものとなった。現下の深刻な大学「紛争」に誠実に対処しようとすれば、それだけ研究に当てるエネルギーと時間が削減される結果になるわけで、真に已むを得ない。つまり、そこには、研究主体の職業生理と職業病理をどう調整するかという厄介な問題が伏在しているのであって、この問題自体は、「紛争」解決後も、ひき続き論議の的となることであろう。

ただ、それにつけても、この異常事態はあらためて紀要の存在、その性格と役割にたいし、深刻な問いを投げかけているように思われる。——しかし、この点はじつは編集関係者のあいだで、すでに折にふれて、論じ合われてきたところであった。そして、すくなくとも、「ジュリスト出でて法協亡ぶ」時勢に流されることなく、研究者の本分を守るよう努力すること、そのために今こそ紀要のもつアカデミック・フォーラムとしての機能を強調する必要があること等について、合意が成立していたのである。我々は、今後とも、この方針を堅持していく所存である。

なお、パリ在住の小山教授から、タヌギュイ・ド・ケネタン氏の論文「社会に抗する学生たち」の邦訳原稿をいただいた。この論文は今日の大学「紛争」を政治的社会化の視点、とくに、その構造的次元にまで遡る変革という立場から理解しようとしたもので、興味深い。

本号の編集業務継続中の一〇月三〇日に文科棟のいわゆる自主解除が行なわれ、一週間後の十一月八日には機動隊導入によって全学のすべての封鎖が解かれた。しかし、法学部棟は建物自体がとりわけ荒廃しており、回復には月余を要する見込みである。研究室・図書館が常態に復するまでには更に長い時間を必要とするであろう。四号も極めて薄いものとならざるを得まい。

（編集委員）

お詫び

前号（第二〇巻第二号）に掲載した「札幌郊外地区（手稲）における政治意識調査」—人口構成の執筆者、蓮池穣氏の肩書き、北海道立総合経済研究所所員が脱落しておりましたので謹んでお詫びいたします。

次号（第二〇巻第四号）予告

論説

ドイツにおける比較法の発展(1)　五十嵐　清

複数当事者の行政行為(4)　遠藤博也

資料

行政官養成における法優位主義の含意(2)　伊藤大一